

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																															
京都保育福祉専門学院		昭和55年1月25日		中江 潤		〒 615-8156 (住所) 京都府京都市西京区榎原百々ヶ池3 (電話) 075-391-6411																															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																															
社会福祉法人京都基督教福祉会		昭和45年10月1日		中江 潤		〒 615-8156 (住所) 京都府京都市西京区榎原百々ヶ池3 (電話) 075-382-0011																															
分野		認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度																											
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程		保育科		-		-		令和 5(2023)年度																											
学科の目的		キリスト教精神により保育奉仕者の養成に力を注ぐことを基盤とし、社会状況の変化に対応した養成教育を行う。社会福祉に関する専門職員になるために必要な知識を技能を修得し、キリスト教精神により円満な人格と豊かな情操を養い、社会福祉事業に献身する事のできる人材を育成する。																																			
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格 等)		保育士																																			
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習		実習		実験		実技																							
2 年		昼間		※単位時間、単位いずれかに記入		単位時間		単位時間		単位時間		単位時間		単位時間																							
				70 単位		37 単位		37 単位		6 単位		単位		1 単位																							
生徒総定員		生徒実員(A)		留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)		中退率																													
200 人		120 人		0 人		0 %		8 %																													
就職等の状況		■卒業者数(C)		:		50 人																															
		■就職希望者数(D)		:		45 人																															
		■就職者数(E)		:		45 人																															
		■地元就職者数(F)		:		29 人																															
		■就職率(E/D)		:		100 %																															
		■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		:		64 %																															
		■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		:		90 %																															
		■進学者数		:		0 人																															
		■その他		:																																	
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 無 評価結果を掲載したホームページURL																																			
当該学科のホームページURL		https://k-hosen.ac.jp/																																			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		(A:単位時間による算定)																																			
		<table><tr><td colspan="2">総授業時数</td><td colspan="2">単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td colspan="2">単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td colspan="2">単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち必修授業時数</td><td colspan="2">単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td colspan="2">単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td colspan="2">単位時間</td></tr><tr><td colspan="2">(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td colspan="2">単位時間</td></tr></table>										総授業時数		単位時間		うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間		うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間		うち必修授業時数		単位時間		うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間		うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間		(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	
総授業時数		単位時間																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間																																			
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間																																			
うち必修授業時数		単位時間																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間																																			
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間																																			
		(B:単位数による算定)																																			
		<table><tr><td colspan="2">総単位数</td><td colspan="2">70 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td colspan="2">4 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した演習の単位数</td><td colspan="2">3 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち必修単位数</td><td colspan="2">単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td colspan="2">4 単位</td></tr><tr><td colspan="2">うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td colspan="2">2 単位</td></tr><tr><td colspan="2">(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td colspan="2">0 単位</td></tr></table>										総単位数		70 単位		うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		4 単位		うち企業等と連携した演習の単位数		3 単位		うち必修単位数		単位		うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		4 単位		うち企業等と連携した必修の演習の単位数		2 単位		(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	
総単位数		70 単位																																			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		4 単位																																			
うち企業等と連携した演習の単位数		3 単位																																			
うち必修単位数		単位																																			
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		4 単位																																			
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		2 単位																																			
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		0 単位																																			
教員の属性(専任教員について記入)		<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>1 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>2 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>6 人</td></tr><tr><td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>計</td><td>9 人</td></tr></table>										① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	6 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	9 人														
		① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人																																		
		② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																																		
		③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																		
		④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	6 人																																		
		⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																		
計	9 人																																				
		<table><tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>8 人</td></tr></table>										上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	8 人																								
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	8 人																																				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
専門職として、実践的かつ高度的な専門性を身につけられる教育を行うため企業等と連携し、実情に合わせた教育課程を編成することを目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、教育課程編成委員会で審議や提案があつたことを教職員会議で報告する。その報告を受けて、教員会議にて討議する。教員会議からの意見を学院長に報告し、教育課程編成委員会で教員の意見を報告する。その報告を受け教育課程編成委員会で、審議し教育課程の編成に反映させる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

2026年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
新井 純	社会福祉法人世光福祉会 世光保育園 日本基督教保育所同盟	2026年4月1日～2028年3月31日(2年)	①
香川 玲子	社会福祉法人榎原会	2026年4月1日～2028年3月31日(2年)	③
高橋 しづこ	社会福祉法人恵会	2026年4月1日～2028年3月31日(2年)	③
中江 潤	京都保育福祉専門学院 学院長	2026年4月1日～2028年3月31日(2年)	—
花岡 貴史	京都保育福祉専門学院 学科長	2026年4月1日～2028年3月31日(2年)	—
上村 久子	京都保育福祉専門学院 教務主任	2026年4月1日～2028年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回

(開催日時(実績))

第1回 2025年8月6日 16:10～17:10

第2回 2026年3月25日 15:00～16:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・2025年度採用職員の現況を聞き、新任職員が現場で就労する上で課題となっていることを聞く。その際の報告から、「学校で学んだことを現場で結び付けて考えることが難しいと感じる」「コミュニケーションスキルの低下を感じる。対こどもに対してはいいのだが、保護者対応は難しいと考える」机上の学びでは対応できにくい分野であり、実際の保育現場に出ることで、学生が理解できることが増えるのではないか。そのためにも、連携施設の協力を得て、少人数で現場で学べる授業を増やしていく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

・保育士資格を有して就労する場所での実習や演習を通して、対人援助専門職としての実務を学ぶ。

・保育奉仕者としてふさわしい行動が自己のものとして自然にとれるよう現場での経験を通して身に付けられるようにする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

「子育て支援」保育現場での子育て支援として、朝夕の送迎時での保護者対応する時にこどものことでの相談を保育士がどのように対応しているのか、連携園で見学する。見学や保育実習から得た知見を見学者グループでまとめる。そのまとめたものを連携園職員にも見ていただき学生の意見に答えてもらう。「リトミック」の授業を連携園で在園児と共に行われる。こどもへの言葉がけやフォローの仕方を連携園職員にも評価していただき、幼児についての理解度を図る。評価については連携企業先の求める人材として適正であるかの判断を基に、評価を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
保育所実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	実習施設の概要を理解し、自身の設定した実習テーマ(実習課題)についての内容を計画・実行・振り返り・新たなアプローチを繰り返しながら、保育士実務を学ぶ。	社会福祉法人京都基督教福祉会 桂保育園 社会福祉法人京都基督教福祉会 桂ぶどうの木こども園 社会福祉法人京都基督教福祉会 月見ヶ丘こども園 <その他>
通所施設実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	通所施設実習では、対人援助職の専門職としてふさわしい行動がとれ、対象者の幅広さを知ることにより、自己の保育観や保育者観を見直す。また保育に関する知識や技術について、実践の場を通じて自己の課題を発見する。	社会福祉法人京都基督教福祉会 洛西愛育園 社会福祉法人京都基督教福祉会 ののはな教室 <その他>
子育て支援	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	保育の現場から子育ての支援のさまざまな内容を知り、保育者の役割について学びを深める。(送迎時の子育て支援・保護者対応・連絡ノートや園だより・子育て支援事業の内容等)	社会福祉法人京都基督教福祉会 桂保育園 社会福祉法人京都基督教福祉会 桂ぶどうの木こども園
社会的養護Ⅱ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	社会的養護を行っている施設現場職員から実際に話をきくことにより日常生活の支援、自立支援の施設保育士の在り方を学ぶ。各児童福祉施設の現状や課題を知り、子どもを社会的に擁護する保育者としての支援を学修する。	社会福祉法人 宏量福祉会 野菊荘 社会福祉法人平安徳義会乳児院 社会福祉法人積慶園 積慶園乳児院 社会福祉法人白川学園 社会福祉法人 大阪府衛生会 児童心理治療施設希望の杜
リトミック(アドバンス)	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	リトミックを通して音楽を身体で表現できる。4・5歳児クラスの指導法について理解し、実践できる、リトミック指導のためのピアノ演習ができる。	社会福祉法人京都基督教福祉会 桂ぶどうの木こども園

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

就業規則第72条に基づき、業務上必要ある時、職員を資格取得、技術向上のため各種学校及び、講習会等に派遣する。当該派遣について指名された者は趣旨をよく理解のうえ、積極的に参加しなければならない。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	法令遵守・倫理要綱	連携企業等:	京都ほせん研修センター
期間:	2025年6月4日(水)	対象:	教員・事務職員
内容:	保育や療育、支援や介護の専門職として守るべき倫理や法令を意識できるように学ぶ。		
研修名:	人権を守る実践行動	連携企業等:	京都ほせん研修センター
期間:	2025年11月21日(金)	対象:	教員
内容:	高い人権意識、鋭い人権感覚、人権問題関するに幅広い知識を学び、人権問題に関する最新の情報を得て、人権を守る実践について学ぶ。		

②指導力の修得・向上のための研修等	
研修名： 京都保育福祉専門学院との協働について 期間： 2025年10月8日（水） 内容 「保育 教育 子育て」保育士養成の学びにおいて根幹となる部分を養成する側、保育士を育てる側とともに考えるための新たな知見を学ぶ。	連携企業等： せいあい幼児教育研究所 対象： 教員
研修名： コンプライアンスについて 期間： 2025年11月6日（木） 内容 法令や社会福祉倫理、社会規範等多岐にわたる法令や社会的ルールを守ることについて学ぶ。	連携企業等： 京都ほせん研修センター 対象： 教員・事務職員
(3) 研修等の計画	
①専攻分野における実務に関する研修等	
研修名： 法人理念に基づく保育・教育の実践 期間： 2026年6月7日（水） 内容 こども園の実践報告から、保育と教育の根幹にあるものを考える。こども園として、福祉事業として必要とされること、こどもが生活する場所として必要とされること、多面的に保育と教育を考える。	連携企業等： 桂ぶどうの木こども園 対象： 教員
研修名： 京都保育福祉専門学院との協働について 期間： 2026年10月7日（水） 内容 「保育 教育 子育て」保育士養成の学びにおいて根幹となる部分を養成する側、保育士を育てる側とともに考えるための新たな知見を学ぶ。	連携企業等： 京都ほせん研修センター 対象： 教員
②指導力の修得・向上のための研修等	
研修名： コンプライアンスについて 期間： 2026年6月10日（水） 内容 法令や社会福祉倫理、社会規範等多岐にわたる法令や社会的ルールを守ることについて学ぶ。	連携企業等： 京都ほせん研修センター 対象： 教員・事務職員
研修名： リーダーの役割 期間： 2026年11月17日（火） 内容 求められるリーダー像の形成、ティーチングとコーチングの違いなどを同法人施設のリーダー職員と共に学ぶ。	連携企業等： 京都ほせん研修センター 対象： 教員
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1) 学校関係者評価の基本方針 本学院の自己評価結果を本学関係者により組織した学校関係者評価委員会に報告し、その意見を聞き、意見を尊重して、教育活動及び学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むことを基本方針とする。現場に近い関係者方や社会福祉に貢献実績のある方の意見を取り入れることで、学院の掲げる社会福祉事業に献身する事のできる人材を育成するためにの学院運営を体现する。	
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・社会福祉に貢献できる人物像
(2) 学校運営	運営方針・運営組織図
(3) 教育活動	建学精神に沿った教育課程の作成・実施・成績評価・単位認定・資格・
(4) 学修成果	就職率・資格と免許の取得率・卒業後の学生の動向
(5) 学生支援	就学継続・学業不振・就職等の個別指導
(6) 教育環境	施設・適切な設備整備
(7) 学生の受入れ募集	学生募集活動・入学選考
(8) 財務	中長期財務・予算・収支・定期的な会計事務所の点検・財務情報の公
(9) 法令等の遵守	関係法令・設置基準等の遵守 個人情報・自己評価・学校関係者評価
(10) 社会貢献・地域貢献	地域貢献
(11) 国際交流	
※(10)及び(11)については任意記載。	
(3) 学校関係者評価結果の活用状況 ・職業教育の観点では講義から得る専門知識を学ぶことも大切ではあるが、より実践的な演習を多く経験することの方が必要ではないかとのご意見から、連携園での実習を授業に取り入れている。ゼミでは定期的に連携園での演習を行えるようにした。	

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
香川 玲子	社会福祉法人 榎原会	2026年6月1日～2028年5月31日(2年)	企業等役員
大仁田 由美子	社会福祉法人 榎原会	2026年6月1日～2028年5月31日(2年)	企業等役員
小嶋 一央	社会福祉法人 同胞会 同胞こども園	2026年6月1日～2028年5月31日(2年)	同窓生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://k-hosen.ac.jp/outline/disclosure/>

公表時期: 2026年7月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドラインに則り、情報公開を行うことを基本方針とする。

① 本学院の情報を公表することを通じて、職業教育の質の確保と向上を図る。

② 教育活動の状況や成果を周知することで、入学希望者が進路選択するために適切な情報を提供し、望ましい進路の実現に資する。 ③ 職業教育の計画と実践方法を公表し、企業等関係者と学院の実情の情報共有ができ、連携園との活動に活かす。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	建学の理念・沿革・施設紹介・カリキュラム・学院長紹介
(2) 各学科等の教育	学科コース・シラバス
(3) 教職員	専任教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職サポート・キャンパスライフ
(5) 様々な教育活動・教育環境	課外活動・学院行事
(6) 学生の生活支援	学生の日・在学生へ
(7) 学生納付金・修学支援	在学生へ・納付金・奨学金
(8) 学校の財務	情報公開
(9) 学校評価	自己評価・学校評価の情報公開
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://k-hosen.ac.jp/outline/disclosure/>

公表時期: 2026年7月1日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 保育科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			宗教	建学の根幹にあるキリスト教主義の精神「召命 献身 服従」をチャペルアワー（礼拝）を通して伝えていく。社会福祉施設で働いておられる方々の仕事に取り組む姿勢や想いを聞く。	1・2通	60	2		○		○		○		
2		○		法律学	「子どもを守る」ということは、子どもの権利を守ること。子どもの諸権利を概観し、どのようにして子どもの権利は守られるのかそこにはどのような課題があるのか考察する。	1前	30	2	○			○			○	
3		○		英語	前期は英語に親しむことを目的とし、歌やゲーム英語の絵本などを取り入れた授業を行う。後期は外国人児童と関わる際に必要な英単語や表現を中心に学習する。	1通	60	2	○			○		○		
4	○			体育講義	生涯にわたって健康な生活を送るための必要な知識を修得する。子どもの身体・運動の発達、幼児期の体育・運動遊び等の基礎的な知識を習得する。	1通	15	1	○			○		○		
5	○			体育実技	幼児や児童に対する運動あそびを演習しながら、体を動かす楽しさを味わう。子どもたちが主体的に取り組むことができる運動あそびになるようルールや用具について考え、実践する。	1通	45	1			○	○		○		
6		○		国語	「国語」は他社を思う気持ちや自己覚知にも繋がりが、福祉職の感性を養う上でも大切な学びだと考える。授業では、まず楽しく文章に触れることからお便りや連絡帳、実習記録、手紙等、福祉現場においても不可欠な業務を行う基礎を学ぶ。	1前	30	2	○			○			○	
7		○		情報処理	保育の仕事には、子どもと直接かかわること以外に、保育の計画・記録などの管理文書作成や一般的な事務処理など、保育に付随する作業が多くある。パソコンを効果的に活用し、これらの作業を効率化するために、操作スキルを習得する。	2通	60	2		○		○			○	

8	○		保育原理Ⅰ	保育についての基本的な知己や考え方を総合的に学ぶ中で、保育者になるための学びを深めていく。	1 前	30	2	○			○	○		
9	○		教育原理	教育の意義、目的について理解する。教育の思想と歴史的変遷について学び、教育に関する基礎的な理念・思想・理論・制度について理解する。また、教育の内容・方法・計画といった教育実践に関わる基礎的理論にふれ、保育者の専門性について考える。	1 前	30	2	○			○	○		
10	○		子ども家庭福祉	保育士はほとんどの児童福祉施設で採用される対人援助職であり、児童家庭福祉行政、法制度、サービス、対象についての基礎知識を獲得することを目的とする。	1 後	30	2	○			○	○		
11	○		社会福祉	社会福祉の概念には多面性がある。「小さな社会福祉」の歴史、各制度やサービスの現状等について学ぶ。	1 前	30	2	○			○	○		
12	○		子ども家庭支援論	子どもだけ断片的に焦点をあてるのではなく、誕生から終末期に至る福祉のあり方を垣間見ながら、改めて子どもやその家族を支援するという事に繋げて考える。	2 後	30	2	○			○	○		
13	○		社会的養護Ⅰ	「世の光」である子どもたちを護り育む社会的養護について考える。虐待、死別、貧困など様々な理由により、在宅にて家族と暮らせない子どもたちが暮らす施設で支援をする職員や在宅での里親の働きを垣間見ながら社会的養護の理解と必要な支援のあり方について学ぶ。	1 前	30	2	○			○	○		
14	○		保育者論	保育者になるための学習として、保育についての実践的な知識や考え方を総合的に学び、保育者となるための資質の基礎を培う。	2 後	30	2	○			○	○		
15		○	保育原理Ⅱ	子どもが自分の中にある育つ力をいきいきと発揮して育っていくためにも、子どもを理解する大人の関りが大切であることをモンテッソーリ教育から学びを深める	1 前	30	2	○			○	○		
16		○	社会的養護Ⅲ	保育士業務は、こどもの保育・支援・家族への相談助言・多職種連携・福祉マンパワーの育成、地域との連携等その業務は多岐にわたる。児童虐待が社会問題になっている中で福祉専門職としての感性と技術を発揮していくのか事例を通して考える。	2 後	30	2	○			○	○		

17	○		保育の心理学	人の発達、人が人との間で生まれ生活することによって起こる。胎児期～学童期までを中心に、人間の社会的な発達を中心にさまざまな領域の発達を概観する。	1 後	30	2	○			○		○	
18	○		子ども家庭支援の心理学	生涯発達に関する心理学の基礎的な知識を修得し、初期経験の重要性、発達課題等について理解する。親子関係や家族関係等について発達の観点から理解し、子どもとその過程包括的に捉える視点を習得する。さらに子育て家庭をめぐる現代的な課題について理解する。	2 後	30	2	○			○		○	
19	○		子どもの理解と援助	子どもの発達と専門性、こどもを理解する視点および保育における発達援助について学び、その理解を土台として援助を行う保育者の姿勢や考え方を学ぶ。	1 前	30	1		○		○		○	
20	○		子どもの保健	子どもの心身の健康増進を図る保健活動の意義や発育について理解する。また子どもの心身の健康状態とその把握について理解し、疾病の予防法及び多職種との連携や協働をもとに適切な対応について理解する、子どもの保健活動に興味を持ちながら保育実践のための基礎知識を学習する。	1 前	30	2	○			○		○	
21	○		子どもの食と栄養	乳幼児期の子どもの食事は、体の成長だけではなく、心の発達に大きな役割を担っており、保育の中の食育の重要性は、ますます大きくなっている。栄養学・食品学の基礎を学んだ上で子どもの食と栄養の専門的内容を学習し、更に調理実習による実践を通して理解を求める。	2 通	60	2		○		○		○	
22		○	発達臨床心理学	保育の現場では、子どもや保護者の抱えている問題に寄り添いながら援助していく「カウンセリング」的な姿勢が求められる。自分自身も含めて人が皆「共に心豊かに生きる」ために必要なことを考える。	2 前	30	2	○			○		○	
23	○		保育の計画と評価	「保育」の営みは、子どもの育つ力に主眼を置き、子どもの主体性を大切にしながら、大人が子どもの育ちを支えていく事。幼児期の教育は「生涯にわたる人格形成の基礎を培う必要なもの」と位置づけられています。子どもの育ちが過去を経験しての現在、現在を発展させた未来へと連続的に展開されるからこそ、保育計画を立て実践し振り返る事が、子どもの育ちに丁寧に向き合う事であると学び理解する。	2 前	30	2	○			○		○	
24	○		保育内容総論	保育所保育指針の保育の基本と構造を理解し、保育所における保育内容やしの展開について、実践例を通して学ぶ。また、子ども理解を深め、保育者として適切な援助の在り方について学ぶ。	2 前	30	1		○		○		○	

25	○		乳児保育①	安心できる大人との関わりを通して、子どもが自らの育つ力を最大限につかい成長していくその営みを見守り、関わる存在としての保育士の働きを理解する。	1 後	30	2	○			○		○		
26	○		乳児保育②	ひとりひとりの育ちを大切にする保育者の関わりと、子どもの理解について学びを深め、各年齢に合わせた指導計画をたてる。	2 前	30	1		○		○		○		
27	○		子どもの健康と安全	保育における保健的観点を踏まえた保育環境や援助について理解することを基本とし、様々なデータにより科学的根拠を踏まえながら保育における衛生管理・危機管理・災害対策や子どもの体調不良時の対応の仕方・子どもの発達を踏まえた保健活動計画等の学修を進めていく。	2 後	30	1		○		○		○		
28	○		障がい児保育①	「障がい」ということばでは語れない制約を持つ人の人生を共有し、「統合保育」を理解するための礎を築く。	1 後	30	1		○		○			○	
29	○		障がい児保育②	心身の発達に制約をもつ子どもへの理解を深めるため、自分たちで調べ、仲間に伝え、共有することで学びを深める。この学びが現場で活かせるように現場の話しを織り交ぜていき、実践的な学びをする。	2 前	30	1		○		○			○	
30	○		社会的養護Ⅱ	社会的養護を行っている施設現場の職員から実際に聴講するにより、日常生活の支援、自立支援等施設保育士の在り方を学ぶ。また、児童福祉施設の現状や課題を知り、子どもを社会的に養護する保育者としての学びを深める。	1 後	30	1		○		○		○		○
31	○		子育て支援	保育の現場から子育て支援のさまざまな内容を知り、保育者の役割について学びを深める	1 後	30	1		○		○		○		○
32		○	学齢児保育	児童館の機能と役割について理解する。児童館での見学授業や授業での実践を通して、児童館で行われている活動、遊び等を学ぶ。	1 前	30	2	○			○		○		
33	○		美術・工芸	絵画や制作を通して、乳幼児が豊かに完成を育むための環境構成の理解を深め、色々な道具や教材を使って様々な技法を学ぶ。また、自己の感性を発揮し、工夫したり、アイデアを発展させたりしながら製作をする。	1 後	30	1		○		○		○		

34	○		体育	保育や福祉に関する運動あそびやレクリエーションゲームを通して、生涯にわたらい運動に親しむ態度を養い、それらを自身の健康の保持・増進に活かす。保育者としての指導力と運動あそびをする際に配慮すべきことを学ぶ。	2 後	30	1		○		○		○					
35	○		保育内容「健康」Ⅰ	人はひとりでは生きていけない。共に生きる土台は乳幼児期の人との関わりにある事を、健康の視点から学び、「いのち」の尊さを感じる。	1 前	30	1		○		○		○					
36	○		保育内容「人間関係」	領域「人間関係」について、ねらいや内容に基づいた方法論や実践論を学ぶ。保育における「人間関係」についての基本を押さえ、「人との関わり」「自立心」「社会性」についての内容をこどもの行動や発言等から理解を深める。	2 前	30	1		○		○		○					
37	○		保育内容「環境」	領域「環境」について、ねらいや内容に基づいた方法論や実践論を学ぶ。保育における「環境」についての基本を押さえ、子どもと環境とのかかわりや園生活における環境構成、保育者の援助等について理解を深める。また、乳幼児の発達に沿った具体的指導場面を想定した保育の構想や援助について考える。	1 後	30	1		○		○		○					
38	○		保育内容「言葉」Ⅰ	保育の基本と保育内容（言葉）の関係を理解し、様々な視点で保育の中にあたる言葉に関心を持つことの必要性を学ぶ	1 後	30	1		○		○						○	
39	○		保育内容「表現」	「造形表現」自己表現をするためのアイテム作りとして、自分の発想を大事にしながら、工夫を凝らして製作を行う。壁面製作の観点からも視覚的に季節や月がわかるような製作を協力しながら行う。様々な技法を知り、幼児に提供する方法を学ぶ。 「音楽表現・身体表現」身近な事象との出会いから子どもの強い興味関心に支えられた表現活動を構想できる。他者と協働することにより、他者の表現を受け止め共感し、豊かな表現につないでいくことを習得する。	1 前	30	1		○		○		○					
40		○	保育内容「健康」Ⅱ	生涯にわたる心身の健康の基礎を培う重要な時期の乳幼児の発達をおさえながら、対大人、保育者、人との関わり大切さと合わせて、保育内容「健康」についての講義に理解するとともに、保育現場での具体的例を用いながら援助、方法について学ぶ。	2 前	30	1		○		○		○					
41		○	保育内容「言葉」Ⅱ	乳幼児期の発達と言葉の獲得過程を理解し、言葉の意味や意図を発達や遊びと関連づけて、学ぶ。また、言葉の環境としての児童文化財を通して、言葉遊びの指導方法を実践的に理解する。	2 前	30	1		○		○						○	

42	○		音楽Ⅰ	音楽の基礎知識の習得をとおり、楽譜を正確に読み取ることや保育実践で扱うピアノ曲やこどもの歌を表現力豊かに演奏できるようになる。また正確な発声、発音、音程、リズムとともに表現力豊かに歌唱することを身に付ける。	1 前	30	1		○		○		○						
43	○		音楽Ⅱ	音楽の基礎知識の習得をとおり、楽譜を正確に読み取ることや保育実践で扱うピアノ曲やこどもの歌を表現力豊かに演奏できるようになる。また正確な発声、発音、音程、リズムとともに表現力豊かに歌唱することを身に付ける。	1 後	30	1		○		○		○						
44		○	音楽Ⅲ	音楽Ⅰ・Ⅱで修得したピアノの技術と音楽理論の知識を踏まえ、保育現場を想定した実践的な演奏や指導法を学ぶ。音楽Ⅱでの習得グレードに合わせ、楽曲、練習曲弾き歌い曲のレパートリーを広げていく。	2 前	30	1		○		○		○						
45		○	音楽Ⅳ	これまでに修得したピアノの技術と音楽理論の知識を踏まえ、保育現場を想定した実践的な演奏や指導法を学ぶ。これまでの習得グレードに合わせ、楽曲、練習曲弾き歌い曲のレパートリーを広げていく。	2 後	30	1		○		○		○						
46		○	リトミック (ベーシック)	リトミックを通して音楽を身体で表現できることを学び、3歳児クラスの指導法について理解し、実践をする。また、3歳児クラスのリトミック指導のためのピアノ演奏を修得する。	1 後	30	1		○		○		○						
47		○	リトミック (アドバンス)	リトミックを通して音楽を身体で表現できることを学び、4歳児クラスの指導法について理解し、実践をする。また、4歳児クラスのリトミック指導のためのピアノ演奏を修得する。	2 前	30	1		○		○		○					○	
48		○	赤ちゃんとの関係作りのサポート	現代社会の育児支援のニーズを知り、家庭訪問で養育者に赤ちゃんとの関わり方を教え、楽しく子育てができるようサポートの仕方を具体的に学ぶ。	2 前	30	1		○		○						○		
49	○		保育所実習	保育奉仕者としてふさわしい姿や行動が、自己のものとして自然にとれること。また習得した知識や技術を実践的に応用すること。保育所の役割・機能を理解し、そこに従事する保育士として指導案の立案・実践や教材の準備ができること。保育士の任務と使命を現実的に自覚すること。広い意味で自己の保育観や保育者観を自覚すること。	2 後	90	2			○		○		○					○
50	○		生活実習	生活施設や、対象者について理解し、支援の方法を学ぶ。生活支援と関わる具体的技術を修得する。プライバシーと職業倫理について学ぶ。宿泊実習を通して自己の健康管理を行う。	2 前	90	2			○		○		○					

51	○		通所施設実習	対人援助専門職として、ふさわしい姿や行動がとれること、対人援助職のフィールドや対象者の幅広さを知ることにより、自己の保育観や保育者観を見直す。保育に関する知識や技術について、実践の場を通じて自己の課題を発見する。	1 後	90	2		○		○	○		○
52	○		実習指導Ⅱ＋Ⅲ	「事前―事後学習」の位置づけ。保育実習（生活施設実習・保育所実習）を円滑に進め、現場から得た力を自身の糧として活かしていく方法等について学ぶ。	2 通	60	2		○		○	○		
53	○		実習指導Ⅰ	通所施設実習に対応する実習指導（実習の事前及び事後指導）。学院での最初の実習へ向けての総合的な準備（実習の意義・目的、オリエンテーション、実習記録の書き方）及び、配属施設ごとの類型別（児童館・障がい児・障がい者）の指導を行う。	1 通	30	1		○		○	○		
54	○		保育実践演習	教育課程の全体を通して専門的知識及び技術、幅広く深い教養及び総合的な判断力、専門職としての倫理観等が習得、形成されたか、自らの学びを振り返り把握する。また、保育に関する現代的課題について多様な視点から考察する力を習得する。また自己の課題を明確化し、基礎的な資質・能力の定着を目指す。	2 通	60	2		○		○	○		
合計					54	科目	80 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：卒業（保育士資格取得）するためには、定められた期間（2年間以上）在学		1学年の学期区分	2期
履修方法：卒業要件である70単位以上取得の内、必修科目58単位、選択必修科目		1学期の授業期間	15週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。